

【事例：必要経費金額の誤り】

定期年金保険、終身年金保険等における課税対象金額は、年金支払金額から必要経費を差し引いて算定します。また、必要経費については、年金支払金額に必要経費割合を乗じて算出しますが、必要経費割合の算出において端数処理を誤ったため、必要経費を年金支払金額に対し1%低く算出していました。

[計算式]

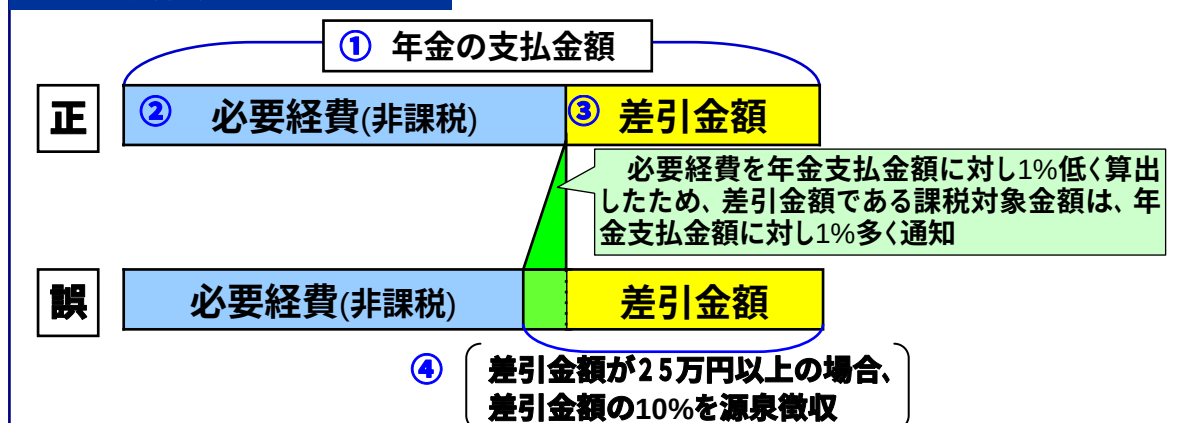
$$\begin{aligned}\text{課税対象金額} &= \text{年金支払金額} - \text{必要経費} \\ \text{必要経費} &= \text{年金支払金額} \times \text{必要経費割合} \\ \text{必要経費割合} &= \text{払込保険料総額} \div \text{年金の支払総額の見込額}\end{aligned}$$

[必要経費割合正誤表]

正誤	端数処理	計算例	必要経費割合例
正	少数点第3位以下を切り上げ	0.7801 ⇒ 0.79	79%
誤	少数点第3位を切り上げ	0.7801 ⇒ 0.78	78%

この結果、課税対象金額である差引金額は、年金支払金額に対し1%多く通知されました。また、差引金額が25万円以上になると源泉徴収税を徴収されますが、上記の端数処理の誤りにより過徴収となったご契約があります。(下図参照)。

図：必要経費誤りイメージ



(参考：「支払年金額等のお知らせ」サンプル)

年分 支払年金額等のお知らせ

様

日ごろは、格別のご愛顧をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、次のご契約についてあなたさまにお支払いいたしました本年中の支払年金額をお知らせします。
確定申告を行う方については、その参考としてください。
なお、平成 年分の所得等として課税の対象となります。
また、申告手続などについてはお近くの税務署等にお問い合わせください。
下記記載事項のお問い合わせ先：

保険証券(書)記号番号		年金の種類			
年金の支払金額 (収入金額)		年金の支払金額に 対応する保険料額 (必要経費)		差 引 金 額	源泉徴収税額
千	円	千	円	千	円
①		②		③	④

ご注意 1 年金の支払金額欄の上段は、定期年金保険の契約者配当金です。
2 年金の支払金額欄の中段は、未払いの年金の再掲です。
3 収入金額、必要経費及び源泉徴収税額は、確定申告書の「所得の内訳(源泉徴収税額)」欄及び「雑所得(公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項」欄に対応するものです。
4 このご契約のお支払いにつきましては、はがきでお知らせいたしましたが、ご契約の形態によっては、封書でお知らせさせていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。